

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	景観まちづくり課
------	----------

都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為の許可

根拠条文	<p>都市計画法第29条第2項本文</p> <p>都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>
------	--

審査基準	<p>(法令上の規定による基準)</p> <p>◎申請書の記載内容等、許可申請の手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第30条 ・都市計画法施行規則第15条、16条、17条 <p>◎申請書の設計図書に係る設計者の資格について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第31条 ・都市計画法施行規則第18条、19条、19条の2、19条の3、19条の4、19条の5、19条の6、19条の7、19条の8、19条の9、19条の10、19条の11、19条の12、19条の13、19条の14、19条の15、19条の16 <p>◎公共施設の管理者の同意、協議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第32条 ・都市計画法施行令第23条 <p>◎申請内容に係る技術的基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第33条 ・都市計画法施行令第23条の2、23条の3、23条の4、24条、24条の2、24条の3、25条、26条、27条、28条、28条の2、28条の3、29条、29条の2、29条の3、29条の4 ・都市計画法施行規則第20条、20条の2、21条、22条、23条、23条の2、23条の3、24条、25条、26条、27条、27条の2、27条の3、27条の4、27条の5
------	--

標準処理期間	標準処理期間の内訳		備考
	受付	処理	
11日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	機 関 期 間	機 関 期 間 11日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	申請は申請地を管轄する生活環境局建築住宅課又は県土整備局維持管理課で受け付ける。